ふくしま県産品海外販路拡大に向けた情報発信強化事業

業務委託公募型企画プロポーザル実施要領

1　業務の目的

福島県が誇る「日本酒」及び「桃」について、海外市場における認知度向上及び輸出拡大を図るため、両県産品の魅力を伝えるプロモーション動画を制作するとともに、制作した動画を活用した海外向けデジタルプロモーションを実施し、現地消費者及びバイヤーへの情報発信を強化する。

2　事業内容

（１）対象事業

ふくしま県産品海外販路拡大に向けた情報発信強化事業

（２）業務内容

別紙『ふくしま県産品海外販路拡大に向けた情報発信強化事業』委託に関する仕様書案のとおり

（３）委託業務期間

契約締結日から令和９年３月３１日までの期間

（４）委託費の上限

15,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

3　主なスケジュール

項　目	日　程
関係課へ要領等の意見照会	令和８年 11 月 4 日（水）～11 月５日（木）
実施要領施行・公募開始	令和８年 11 月６日（金）
質問受付	令和８年 11 月６日（金）～11 月９日（月）17 時まで
質問回答	令和８年 11 月 10 日（火）
プロポーザル参加表明期限	令和８年 11 月 11 日（水）１２時まで
企画提案書提出期限	令和８年 11 月 24 日（火）１２時まで
書類審査（１次審査）	令和８年 11 月 25 日（水）
書類審査結果通知	令和８年 11 月 26 日（木）
プレゼンテーション審査（２次審査）	令和８年 11 月 27 日（金）※予定
審査結果通知	令和８年 11 月 30 日（月）※予定
契約締結	令和８年 11 月 30 日（月）※予定

4　プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしているものとする。

（１）地方自治法施行令第167 条の4 の規定に該当しないこと。

（２）実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（３）会社更生法（平成14 年法律第154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41 条第1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定による再生手続開始の申立てを

した者若しくはなされた者（同法第33 条第1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア　役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2条第6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

5　実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県観光交流局県産品振興戦略課（以下、「県産品振興戦略課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、県産品振興戦略課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

6　質問等の受付

（１）受付期間

令和８年 11 月６日(金)から令和８年 11 月９日（月）17 時まで

（２）提出方法

質問書(第１号様式)により、県産品振興戦略課宛に電子メールにより提出してください。

電子メールの送信件名は『ふくしま県産品海外販路拡大に向けた情報発信強化事業に関する質問』とし、送付後に電話にてお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

【メールアドレス】trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp

（３）回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、県産品振興戦略課のホームページに掲載します。（個別の回答は行いません。）

なお、質問に対する回答については令和８年 11 月 10 日（火）までに行います。

7　参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、『ふくしま県産品海外販路拡大に向けた情報発信強化事業』委託企画プロポーザル参加表明書」（第２号様式）を下記期限までに「11 問合せ先及び提出先」へ提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

（１）提出期限

令和８年 11 月 11 日（水）12 時まで

（２）提出方法

県産品振興戦略課宛てに郵送（持参含む）または電子メールにより提出してください。電子メールの送信件名は『【参加表明書】ふくしま県産品海外販路拡大に向けた情報発信強化事業』とし、送付後に電話にて送付した旨お知らせください。

（３）提出先

「11 問合せ先及び提出先」のとおり

８　企画書提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「７　参加表明書」の提出を行った上で、企画提案書等を下記期限までに「11　問合せ先及び提出先」へ提出してください。

（１）提出期限

令和８年 11 月 24 日（火）12 時まで

（２）提出方法

郵送または持参とします。

※郵送の場合は令和８年 11 月 24 日（火）必着で送付してください。到着しない場合、特に提出者の瑕疵を伴わない事情を除き受け付けません。

（３）企画提案書等

ア　企画提案書及び工程表（表紙を除き 14 ページ以内の様式任意。ただし、日本産業規格Ａ４版とする）
イ　事業経費積算書（様式任意。ただし、日本産業規格Ａ４版とします。）
ウ　その他企画提案を説明するのに必要な書類
エ　会社概要（第３号様式）
オ　業務実施体制書（第４号様式）
カ　担当者経歴書（第５号様式）
キ　暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第６号様式）

（４）提出部数

ア～カ　６部（正本１部、副本５部）／キ　１部（正本）

９　参加表明書及び企画提案書等の提出に際しての留意事項

（１）企画提案書の失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

ア 実施要領等で示す条件に違反した企画提案書
イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
ウ 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

（２）複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

（３）辞退

参加表明書や企画提案書等を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

（４）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

（５）その他

ア 参加者は、応募申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

オ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成 12 年条例第５号）に基づく情報公開請求の対象となります。

10 プロポーザルの審査に関する事項

業務委託予定者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下、審査委員会という。）が行います。審査委員会は、提案書等を総合的に評価し業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

（１）書面審査（１次審査）

提出のあった企画提案書等について担当課内で書面審査を行い、２次審査の対象者（上位３者程度）を選定します。なお、企画提案書の提出者が３者以下の場合は１次審査手続きを省略し、募集要領の参加資格を有し、不適格事項の該当がないことを判断の上、適合する全ての提案者をヒアリング対象とし、その旨を書面で通知します。

（２）審査会（プレゼンテーション）

１次審査で選定された対象者から提出書類等によるプレゼンテーションを受け、本業務に最も優れた提案者を選定します。

ア 開催日時

令和８年 11 月 27 日（金）午後　※予定

※オンラインにて開催します。時間等の詳細については、後日連絡します。

イ 所要時間

１５分間の説明と５分以内の質疑を実施します。

ウ 審査基準

審査項目		評価の視点	配点
業務遂行能力等			
	業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	５点
	スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	５点
	業務実績	本業務と類似の業務の受注実績があるか、又は地域産品の販路拡大に関して特筆すべき業務成果があるか。	５点
企画提案内容			
	実施方針(業務理解)	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	10 点
	(企画性①)	**【プロモーション動画の制作】** ・「日本酒」及び「桃」の動画について、それぞれ本県の特色及び魅力を十分に踏まえた内容となって	25 点

		いるか。 ・SNS など WEB 媒体を含め、様々な媒体による情報発信を想定した汎用性の高い動画となっているか。	
	(企画性②)	**【プロモーション動画による情報発信及び効果分析】** ・動画による情報発信にあたり、現地消費者及び現地バイヤーが関心を持つきっかけとなる訴求力の高い取組となっているか。 ・次年度以降の販売促進策の検討に寄与する効果分析手法となっているか。	25 点
	企画提案 (独創性)	仕様書に記載のない部分で、本事業に活用可能な提案があるか。またそれは効果的か。	20 点
	業務経費	業務経費は適正であるか。	5 点
合計			100 点

エ　評価方法

・審査項目毎に評価点を付します。

・評価基準は以下のとおりとします。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

オ　業務委託予定者の選定

・各審査委員が評価点の合計得点を算出します。

・審査票の合計得点により、審査委員ごとに事業者の順位を決定する。

・各審査委員の順位の平均が最も上位の者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とする。なお、プロポーザル参加者が１者の場合、全審査委員の合計得点の平均が６割以上であることを条件とします。

（３）通知等

ア　審査結果

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

イ　審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、選定されなかった理由をその通知の日の翌日から起算して 2 週間以内に審査結果開示請求書（様式第７号）により求めることができます。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して 10 日以内に通知します。

なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とします。

（４）契約の締結等

ア　仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりに反映されない場合もあります。

イ　契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

ウ　評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

エ　その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

11　問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16
福島県観光交流局県産品振興戦略課（担当：緑川）
電 話:024-521-7326　FAX:024-521-7888
E-mail: trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp